

企業年金の運営を支える「見える化」のあり方

信金中金月報掲載論文編集委員

村上 恵子

(県立広島大学 地域創生学部教授)

2025年6月、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、公的年金制度と私的年金制度の見直しを行う年金制度改正法が成立した。このうち私的年金制度改革の一つとして、企業年金に関する情報を公開する仕組みの整備、いわゆる「見える化」が進められることとなった。我が国では、以前から企業年金に関する情報の公開が限定的であり、制度の実態を把握しにくいという課題が認識されていた。このため、厚生労働省は、企業年金情報を一般に公開することで、企業年金の実施主体や加入者等が自らの制度を他社と比較・分析できる環境を整備し、ガバナンスの向上や制度運営の改善を通じて、加入者等の最善の利益の実現につなげることを目指したのである。

もっとも、企業年金に関する情報がこれまでまったく提供されていなかったわけではない。加入者に対する情報提供や通知は従来から行われていたし、企業年金の実施主体には厚生労働省への報告義務も課されていた。しかし、これらの情報は一般には公開されておらず、加入者や企業年金の担当者が自社制度を理解し、他社との比較を通じて改善につなげたり、研究者が制度の実態を分析したりすることは容易ではなかった。筆者は2010年代初頭から企業型確定拠出年金導入企業の金融商品ラインアップ選択行動に関心を持ち、共同研究者らと調査研究に取り組んできた。当時、米国では確定拠出年金の商品情報が公開されており、その妥当性を検証する研究が数多く蓄積されていた。一方、わが国では加入者に提示される運用商品の内容を体系的に把握することが難しく、企業の金融商品ラインアップの選択を加入者利益の観点から検証する研究には大きな制約があった。

ただし、こうした状況は徐々に変化してきた。2016年に成立した「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の施行により、2018年には事業主による運営管理機関の定期評価が努力義務化され、2019年には運営管理機関による運用商品の公表制度が導入された。その結果、運営管理機関の提示する金融商品ラインアップを事業主が比較できる環境が整備され、運営管理機関を評価するための基盤も整えられた。また、上述のとおり、2025年改正法により、厚生労働省

による企業年金情報の公開が法制化され、その具体化に向けた検討も進められている。かつては入手が困難であった企業型確定拠出年金の運用商品に関する情報は、運営管理機関による運用商品情報の公表から、行政による企業年金情報の公開へと拡大してきたのである。

こうした中、2025年10月に「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」が厚生労働省によって設置され、その第1回懇談会で企業型DCの情報開示のあり方が議論された。公開されている議事録によれば、厚生労働省は、加入者数、掛金総額、運用商品、運用実績、指定運用方法、自動移換者の割合などを開示対象とする案を提示している。これらの情報が公開されれば、加入者や事業主は自社制度を他社制度と比較しやすくなり、商品選定や制度運営の改善にも活用できる可能性がある。一方で、委員からは慎重な意見も示された。例えば、「制度設計や運用方針が異なる中での単純な横並び比較は誤解を招きかねない」との指摘や、「不特定多数が閲覧する結果、企業年金の運営面で支障が生じるのではないか」といった懸念の声である。情報開示は加入者や事業主による適切な比較・分析を可能にし、企業年金の運営改善を促すうえで重要である一方、数値だけが独り歩きすれば制度の実態とは異なる評価につながる可能性もある。その意味で、「見える化」において求められるのは単なる情報量の拡大だけではないと言えよう。

懇談会では、運営管理機関の評価の実施状況や金融商品ラインアップに関する情報開示についても議論されている。そこでは、事業主が運営管理機関を評価しやすくするための情報提供を求める意見が示された一方で、情報収集や情報開示に伴う実務負担への懸念も示された。加入者に提示される金融商品ラインアップは、長期的な資産形成の成果に影響を及ぼし得るだけに、事業主に加え、運営管理機関の役割も今後ますます重要になると考えられる。運営管理機関が提示する金融商品情報の公表は2019年から始まっているが、今後の検討次第では、運営管理機関評価の実施状況や商品ラインアップ等に関する情報の開示が拡充される可能性もある。信用金庫業界では、信用金庫が企業型DCの運営管理業務を担っており、今後「見える化」がどのように具体化されるか、注視する必要があるといえよう。

企業年金は、加入者の老後の生活基盤を支える重要な制度の一つである。その運営改善を促すうえでの「見える化」の真価は、公表情報の量ではなく、それが加入者や事業主の適切な意思決定につながり、制度運営の改善に結び付くかどうかにある。信用金庫業界においても、「見える化」を信頼向上とサービス改善の契機として積極的に活用していくことが期待される。